

歴史的風致維持向上計画の認定 78 市町にみる歴史的風致の傾向と特徴

岩本 一将 (国土交通省 国土技術政策総合研究所, iwamoto-k92cs@milit.go.jp)

西村 亮彦 (国土館大学 理工学部, nishimura@kokushikan.ac.jp)

舟久保 敏 (国土交通省 国土技術政策総合研究所, funakubo-s92ta@milit.go.jp)

Characteristics and components of “Japanese historical scenic” through seventy-eight cases of historic scenery maintenance and improvement plans

Kazumasa Iwamoto (National Institute for Land and Infrastructure Management, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism)

Akihiko Nishimura (School of Science and Engineering, Kokushikan University)

Satoshi Funakubo (National Institute for Land and Infrastructure Management, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism)

要約

本研究で着目する歴史的風致は、2008年に施行された歴史まちづくり法で新たに示され、無形の活動とその舞台となる有形の建造物及びその周辺環境を一体的に捉えることとして定義された概念である。2020年1月までにこの歴史まちづくり法に78市町が認定されており、第1期認定計画が終了して第2期へと移行する認定都市が現れ始めるなど、歴史的風致という新しい概念が多くの都市に浸透し、活用されていると捉えることができる。本研究では、認定都市の78市町へアンケート調査を実施し、歴史的風致を構成する要素を分析し、また各重点区域の成り立ちと歴史的風致の関係性を考察することで、歴史的風致の傾向と特徴を把握することを試みた。本研究における成果は以下の通りである。①歴史的風致645件を網羅的に分析した結果、「信仰に関わる行事(祭礼などの年中行事)」を無形の活動として、「神社」を有形の建造物、「活動ルートの範囲」をそれらに関する周辺環境と設定することが我が国の典型的な歴史的風致であることを示した。②「重点区域の核となる文化財」を活動場所の中心とする歴史的風致のみを分析した結果、「都市の成り立ち」別で異なる傾向を有することが明らかとなった。中でも、「城下町」を起源とする重点区域が最も多い割合を示し、また他の類型よりも多様な活動内容や重点区域の範囲の取り方がされていた。

キーワード

歴史まちづくり法、歴史的風致、重点区域、まちづくり、文化財

1. はじめに

1.1 研究の背景と目的

近年、我が国の歴史・文化的資源は観光産業と結びつき、地方創生等を押し進める上で重要な位置付けを担っている(観光立国推進閣僚会議, 2019)。歴史・文化的資源を積極的に活用するためには、文化財単体を保護・保存するのではなく、周辺環境を一体的に捉えた活用計画が必要となる。歴史を振り返れば、1919(大正8)年の旧都市計画法における風致地区や、1966(昭和41)年の「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(以下、古都保存法)」における歴史的風土保存区域や歴史的風土特別保存地区、2004(平成16)年の景観法における景観地区などのように、ゾーニングによる土地利用規制などは古くから取り組まれてきた(国土交通省, 2019)。これに加えて、本研究で着目する2008(平成20)年の「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(以下、歴史まちづくり法)」は、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われている歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体的となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」という新しい概念で定義し、その維持および

向上を図ることが目指された(文部科学省他, 2019)。換言すると、歴史的風致は、無形の活動とその舞台となる有形の建造物及びその周辺環境を一体的に捉えた概念だといえる。加えて、「当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域」を「重点区域」と定めており、歴史的風致維持向上計画(以下、認定計画)には重点区域の設定が必須となっている(文部科学省他, 2011)。2020年1月までにこの歴史まちづくり法に78市町が認定されており、第1期認定計画が終了して第2期へと移行する歴史的風致維持向上計画認定都市(以下、認定都市)が現れ始めるなど、歴史的風致という新しい概念が多くの都市に浸透し、活用されていると捉えることができる。一方で、歴史まちづくり法のみでは建造物の形態や意匠などをコントロールすることができないため、歴史的風致の維持及び向上を実現するためには、景観法やその他の土地利用規制との組み合わせが必要となることが指摘されている(舟引, 2020)。

歴史まちづくり法の活用に関する先行研究として、阿部他(2011)は、2009年までの初期に認定された認定都市の12市町を対象として認定計画の内容を調査し、重点区域における歴史まちづくり施策と、各種の景観関連施策を活用した細かな景観規制との連動が図られていたことを示した。重点区域設定の考え方については、松本・澤木(2018)が認定都市46市町を調査し、維持向上を図

りたい歴史的風致に対して、国指定文化財などがそのエリアに存在していないために、重点区域設定の要件を満たすことができている事例が存在することを指摘した。

個別の都市に着目した研究として、認定都市における歴史まちづくりの計画内容や実施体制、それら取組の経緯を詳細に明らかにした研究や、認定都市ではないが、歴史的風致の概念と照らし合わせたまちづくり活動の評価、そして地域における歴史遺産の継承・活用の過程を解き明かした研究が報告されている（前川他，2011；村上・西山，2010；是澤・柴田，2016；益尾他，2017）。

歴史的風致の設定について、46 市町を対象として計画策定の背景や計画内容を分析した松本他（2016）は、無形の活動と有形の建造物が必ず組み合わせられなければならない歴史的風致の定義において、その2点を上手く組み合わせることができないために、当初希望していた歴史的風致の設定を断念した事例が複数存在することを指摘した。この指摘は本研究にとって重要であり、今後の計画策定を支援する知見として、既存の歴史的風致の構成要素を分析し、どのような組み合わせが歴史的風致として成立しているのかを示すことの有用性を示唆しているといえる。そのため本研究では、既存の歴史的風致の傾向と特徴、すなわち無形の活動と有形の建造物およびその周辺環境はどのような要素によって構成され、またその特徴はどのように位置づけられるのかについて、認定都市の計画内容を網羅的に調査して把握することを目的とする。

1.2 研究の手法と構成

本研究の調査対象である歴史的風致については、認定計画中に、人々の歴史的な活動、その活動の実施場所、歴史上価値の高い建造物との関わりが一体となって生み出す良好な環境について明言し、それを歴史的風致として明確化することが最も重要なポイントであることが指摘されている（脇坂，2020）。また、重点区域の設定にあたっては、核となる歴史的価値の高い建造物として文化財保護法に規定された重要文化財・重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物に供される土地、重要伝統的建造物群保存地区の土地のいずれかに該当することが必要となる（文部科学省他，2019）。

上記の視点や先行研究の成果を参考として、2020年1月までに認定を受けていた78市町を対象に、認定都市の基本情報や重点区域、認定都市のタイプ、歴史的風致の構成などに関するアンケート調査を実施した（表1）。

調査票は各自治体の歴史まちづくり法の運用を担当する部署に配布し、回収率は100%であった。なお、調査票を配布した時点で既に第2期の認定計画が認定されていた8市町（金沢市／高山市／彦根市／萩市／犬山市／水戸市／弘前市／佐川町）については、第2期計画の内容が回答されている。また、認定計画の変更を行った認定都市も複数存在するが、調査期間における計画内容にて回答してもらい、それを分析・考察している。⁽¹⁾

本稿の構成は以下のとおりである。2章では、各認定計

表1：実施した調査について

調査対象	2020年1月1日時点で歴史的風致維持向上計画の認定を受けていた78市町が対象。
調査期間	2020年1月24日～2月14日
調査票の配布方法	電子メールによる配布
調査票の回収率	100% (78/78)
回答者の属性	各自治体の歴史まちづくり法の運用を担当する部署（歴史文化財課、都市計画課など）
調査項目の概要	<p>【認定都市の基本情報について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村名 地方公共団体の区分（選択式） 当初認定年月日 最終更新年月日 <p>【重点区域について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点区域の名称 都市の成り立ち（重点区域ごとの回答：選択式） 重点区域の数 重点区域面積（ha） 市域面積（ha） 重点区域の核となる文化財の種類と時代区分（選択式） <p>【認定都市のタイプについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定計画策定の意図・背景（選択式） 歴史まちづくりの活動を始めた時期（歴史まちづくりの熟度：選択式） <p>【歴史的風致について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致の名称 要件となる活動（選択式） 活動が行われている主な場所（選択式） 範囲のとり方（選択式） 重点区域を構成する歴史的風致（該当する場合は●印）

画に記載されている歴史的風致と重点区域の数、計画認定の背景・目的などを整理する。その後、3章では歴史的風致を構成する各項目を整理した上で、全般的な傾向と特徴を把握する。4章では重点区域に着目し、「重点区域の核となる文化財」と各重点区域の成り立ち、歴史的風致との関係性を読み解く。5章では、本研究の分析結果をふまえて、今後取り組むべき研究課題に関して考察を行う。6章では、歴史まちづくり法で新しく定義された我が国の固有の概念である歴史的風致について、その傾向や特徴、今後の課題を整理し、本研究の結論としてまとめる。

2. 認定された78市町の特徴

2.1 規模による傾向

本研究対象である78市町を「政令指定都市／中核都市／その他の市／町」に分けて、それぞれが認定された年度を示すと、表2⁽²⁾の通りとなる。全体の64.1%に該当する50都市が「その他の市」に分類されている。次に、各認定計画に記載されている歴史的風致の数および重点区域の数、面積を調査し、その結果を表3に整理した。⁽³⁾ 認定計画における歴史的風致の数が全体で平均8.3件に対して、「政令指定都市」や「中核都市」は共に平均10件

表 2 : 調査対象の 78 市町の第 1 期計画が認定された年度

認定年度	政令指定都市 (n = 3)	中核市 (n = 9)	その他の市 (n = 50)	町 (n = 16)
平成 20 年度		金沢市※	高山市※、彦根市※、萩市※、亀山市、犬山市※、山鹿市、桜川市	下諏訪町、佐川町※
平成 21 年度	京都市		津山市、水戸市※、長浜市、弘前市※	甘楽町
平成 22 年度			高梁市、太宰府市、三好市、白河市、松江市、恵那市	
平成 23 年度		川崎市	高岡市、小田原市、松本市、多賀城市、宇治市、大洲市、美濃市、佐賀市	
平成 24 年度			尾道市、竹原市、東御市	明和町
平成 25 年度	堺市、名古屋市	岐阜市、長野市	鶴岡市、日南市、郡上市	津和野町、斑鳩町
平成 26 年度		奈良市	竹田市、向日市	添田町、国見町
平成 27 年度			鎌倉市	磐梯町、桑折町、湯浅町
平成 28 年度		岡崎市	伊賀市、千曲市、村上市、三島市、大館市、甲州市	広川町、湯前町
平成 29 年度		和歌山市	桐生市、掛川市、宗像市	
平成 30 年度		盛岡市	伊豆の国市、横手市、下田市、鹿島市、香取市、下野市、栃木市”	高野町、基山町
令和元年度		大分市		内子町

注：※調査時点で第 2 期計画が認定されている都市。

表 3 : 各認定都市の歴史的風致と重点区域の平均値

	全体 (n = 78)	政令指定都市 (n = 3)	中核都市 (n = 9)	その他の市 (n = 50)	町 (n = 16)
1 都市の歴史的風致の平均値 (件数)	8.3	10.7	11.2	7.9	7.4
1 都市の重点区域の平均値 (件数)	1.5	3.0	1.4	1.6	1.1
1 都市の重点区域の平均値 (ha)	710	1686	1385	600	493
行政区域に対して重点区域が占める割合	1.6 %	3.9 %	3.2 %	1.1 %	5.5 %

を超えており、より多くの歴史的風致が計画に組み込まれている。重点区域の数については、「政令指定都市」が唯一全体平均の 2 倍の件数を示している。最後に「行政区域に対して重点区域が占める割合」を確認すると、「その他の市」以外の認定都市が全て平均値の 2 倍以上の割合を占めている。特に「町」には平均値の 3 倍以上にあたる 5.5 % となっており、1 都市がもつ重点区域の数が 1.1 件に対して、「行政区域に対して重点区域が占める割合」が最も高いことから、1 つの重点区域がその町の有する歴史的な特徴と密接に結びついていることを読み取ることができる。

2.2 各認定都市の持つ背景と目的

各認定都市は、歴史まちづくり法の制定前より活動に取り組んでいる場合も多い。調査に際しては『歴史まちづくり情報サイト』（国土技術政策総合研究所，2020 年に閲覧）を参考に、昭和 40 年代に歴史まちづくりの活動を開始した都市を「成熟タイプ」、昭和 50 年代から平成 15 年の間に歴史まちづくりの活動を開始した都市を「成長タイプ」、平成 15 年以降に歴史まちづくりの活動に取り組んだ都市

を「始動タイプ」として分類した。また、「歴史まちづくり法に基づく 5 年間の取組み成果」（国土交通省，2014）において示された認定計画策定の目的タイプとして設定された 5 分類（伝統的活動継承タイプ／拠点整備タイプ／拠点周辺整備推進タイプ／これまでの取組み継承タイプ／認定効果期待タイプ）⁽⁴⁾ を参考として「認定計画策定の背景と目的」を表 4 に示した 5 項目に設定し、該当する内容を選択してもらった。この整理結果より、各タイプで計画認定の背景と目的の傾向が大きく異なることが判明した。

まず全体的な傾向としては、項目 (A)、(B)、(C) に該当する無形の活動や有形の建造物およびその周辺環境を整備することを目的とする回答で全体の 78.2 % が占められていた。

「成熟タイプ」の認定都市は、約 50 年に渡る歴史まちづくりの活動を既に行っていたこともあり、市民の意識啓発などを意図する項目 (E) を認定の背景・目的に選択する都市はなかった。一方で、歴史的資源の周辺環境を整備することを目的とする項目 (C) や、既存の取り組み促進を目的とする項目 (D) の割合が最も高い。特に項目

表 4：認定の背景・目的と歴史まちづくりの活動を始めた時期の関係性

歴史的風致維持向上計画認定の背景・目的	全体 (n = 78)	成熟タイプ (n = 10)	成長タイプ (n = 34)	始動タイプ (n = 34)
(A) 祭りや伝統工芸など、地域で受け継がれてきた伝統的活動の継承や、その舞台となる建造物や周辺環境の整備を図るため。	21.8 %	20.0 %	29.4 %	14.7 %
(B) 地域の中核的な歴史的資源の復元や修復など、主に歴史まちづくりの拠点となる場の整備、充実を図るため。	30.8 %	20.0 %	23.5 %	41.2 %
(C) 城郭や神社仏閣、重伝建地区といった中核となる歴史的資源の周辺の環境整備を行うため。	25.6 %	30.0 %	29.4 %	20.6 %
(D) これまで進めてきた歴史まちづくりの延長線上で、歴史まちづくりの更なる推進を図るため。	10.3 %	30.0 %	11.8 %	2.9 %
(E) 国の認定を受けることで、市民の意識啓発を図り、これまで十分には取り組めていなかった歴史まちづくりを進めるため。	11.5 %	0.0 %	5.9 %	20.6 %

注：成熟タイプ：昭和 40 年代に歴史まちづくりを開始、成長タイプ：昭和 50 年代から平成 15 年の間に、歴史まちづくりを開始、始動タイプ：平成 15 年以降に歴史まちづくりを開始。

(D) が最も多くの割合を示す唯一のタイプであり、各市町で独自に行われていた活動を歴史まちづくり法によって後押しすることに対する需要に応じていると読み取ることができる。

「成長タイプ」の認定都市は、無形の活動や舞台となる建造物、その周辺環境を整備する項目 (A) と歴史的資源の周辺環境を整備することを目的とする項目 (C) の割合が最も多い。すなわち、「成長タイプ」の認定都市は、地域の中核的な歴史的資源そのものではなく、歴史的風致の重要な構成要素となる項目の整備を求めている割合が最も高く回答に顕れていることが特徴だといえる。

最後に、「始動タイプ」の認定都市は、地域の中核的な歴史資源の復元や修復などを目的とした項目 (B) の割合が最も高い。加えて、市民の意識啓発や歴史まちづくりの取り組み開始の端緒とすることを目的とする回答 (E) の割合が他のタイプと比較して非常に高いことも大きな特徴である。すなわち、歴史まちづくり法の認定を受けて活動を開始することを意図した都市がこの「始動タイプ」には多く、歴史まちづくりの活動が本法律によって広がりを見せていることを示しているといえる。

3. 歴史的風致の構成内容とその特徴

本章では、歴史的風致の構成を分析するために、調査対象 78 市町における歴史的風致について「要件となる活動（無形の活動）」、「活動が行われている場所（有形の建造物）」、「範囲の取り方」、「重点区域を構成する歴史的風致か否か」の 4 項目を設定し、各項目の傾向と特徴を分析した (表 5)。⁵⁾

その結果、645 件におよぶ歴史的風致の中で、444 件 (68.8 %) が「重点区域を構成する歴史的風致」に該当していた。「全ての歴史的風致」と「重点区域を構成する歴史的風致」の回答傾向を比較したところ、各回答の割合に僅かな差が生じていた一方で、各項目の傾向は非常に類似していることが判明した。そのため、本章では「全ての歴史的

風致」に関する傾向を記述するが、「重点区域を構成する歴史的風致」においても同様の傾向を読み取ることができる。

まず「要件となる活動」については、「信仰に関わる行事（祭礼など年中行事）」が「歴史的風致」全体の 55 % を占めており、次いで「産業・生業」が 16.4 % を占めているが、それ以外の項目についてはいずれも 10 % を下回っている。そのため、「信仰に関わる行事（祭礼など年中行事）」が認定計画からみた歴史的風致の典型的な無形の活動だといえる。

次に「活動が行われている主な場所」の内容を確認すると、「場所の種類」に関しては「神社」が 43.9 % を占めており、次いで「その他」が 23.8 % となっている。この「その他」の内容を確認すると、河川などの水辺空間や公園、ある特定の地区全体などが回答されていた。信仰に関わる行事に最も強く結びつくと考えられる「神社」と「寺院」の割合を合計すると 54.8 % となり、「要件となる活動」の「信仰に関わる行事（祭礼など年中行事）」が占める割合とほぼ符合している。「建築の年代」に目を向けると、「近世」が 46.1 %、「近代」が 26.0 % となっており、合計で 72.1 % を占めている。これは、「活動が行われている場所（有形の建造物）」として位置付けるために、現存していること、かつ歴史的な価値や地域文化との結びつきを有することが必要であることと強く結びついていると考えられる。

最後に歴史的風致の「範囲の取り方」を確認すると、「活動ルートの範囲」⁶⁾ が 38.1 %、「活動の氏子・檀家・集落の範囲」が 26.8 % であり、その割合を合計すると 64.9 % となる。これら 2 つの項目は、「信仰に関わる行事（祭礼など年中行事）」や「神社」、「寺院」との結びつきが強いと考えられる選択項目である。一方で、「同様の活動をする建造物群が広がる範囲」も 22.5 % と高い割合を示しており、また「重点区域を構成する歴史的風致」では、この割合が 28.4 % と 2 番目に高い割合を占めている。その

表 5：歴史的風致を構成する要素の調査結果

		維持向上すべき歴史的風致		
		全ての歴史的風致 (n = 645)	重点区域を構成 する歴史的風致 (n = 444)	
要件となる活動	行事	信仰に関わる行事（祭礼 など年中行事）	55.0 %	49.5 %
		信仰に関わらない行事	4.3 %	4.3 %
	風習	信仰活動に関わる風習	5.7 %	5.6 %
		生活習慣・風習	6.0 %	7.4 %
	産業・生業	16.4 %	18.5 %	
	文化的活動（娯楽・行楽）	7.0 %	7.7 %	
	顕彰に係るもの	3.4 %	4.7 %	
	その他	2.0 %	2.3 %	
活動が行われて いる主な場所	場所の種類	神社	43.9 %	36.0 %
		寺院	10.9 %	12.6 %
		城郭	2.3 %	3.2 %
		住宅・民家	14.5 %	17.8 %
		貝塚・古墳	0.9 %	0.7 %
		都城跡等	2.3 %	2.3 %
		社寺跡等	0.6 %	0.7 %
		庭園	0.8 %	1.1 %
	その他	23.8 %	25.7 %	
	建築の年代	古代	7.6 %	7.9 %
		中世	11.1 %	11.5 %
		近世	46.1 %	50.2 %
		近代	26.0 %	24.1 %
現代		5.1 %	4.3 %	
なし	4.0 %	2.0 %		
範囲の取り方	活動ルート範囲	38.1 %	37.4 %	
	活動の氏子・檀家・集落範囲	26.8 %	22.3 %	
	同様の活動をする建造物群が広がる範囲	22.5 %	28.4 %	
	田畑や水路等の工作物が広がる範囲	6.2 %	5.6 %	
	その他	6.4 %	6.3 %	

注：構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

ため、無形の活動のみではなく、有形の建造物群の広がりにも着目した範囲の取り方を行うことで現存する建造物を保存し、街並みの維持にも繋がる範囲設定が行われていることも確認することができた。

以上のことから、我が国における歴史的風致において、「要件となる活動」では「信仰に関わる行事（祭礼などの年中行事）」、「活動が行われている主な場所」では「神社」、「範囲の取り方」では「活動ルート範囲」がそれぞれ最も高い割合を示し、これらを構成要素の典型例として捉えることができることを把握した。

4. 重点区域の核となる文化財の特徴

4.1 「都市の成り立ち」別による傾向

本章では、歴史的風致と重点区域の関係性を考察する

ため、第一に各重点区域の「都市の成り立ち」に着目して、「重点区域の核となる文化財」の特徴についての調査を行った。

調査に際しては、各重点区域（n = 117）に対して、重点区域ごとの「都市の成り立ち」を7つの類型「(1) 城下町、(2) 在郷町・産業都市、(3) 湊町・川湊町、(4) 宿場町、(5) 寺社町、(6) 農林漁業集落、(7) 古都・その他」より該当する回答を選択してもらった。この7つの区分については、「歴史まちづくりの手引き（案）」（国土技術政策総合研究所，2013）や各認定都市の認定計画の内容を参考として分類している。また、「重点区域内の核となる文化財」については、重点区域内に存在し、且つ重点区域設定の要件となる文化財の中から、重点区域を設定する上で特に核となる文化財を1点回答してもらった。その調査結

表6：「都市の成り立ち」と「重点区域の核となる文化財」別の傾向

	全体 (n = 117)	城下町 (n = 40)	在郷町・ 産業都市 (n = 13)	湊町・川 湊町 (n = 6)	宿場町 (n = 12)	寺社町 (n = 17)	農林漁業 集落 (n = 6)	古都・そ の他 (n = 23)
重要文化財 (建造物)	51.3%	45.0%	38.5%	83.3%	58.3%	76.5%	50.0%	39.1%
神社	14.5%	2.5%	0.0%	16.7%	25.0%	35.3%	33.3%	17.4%
寺院	17.9%	5.0%	23.1%	50.0%	8.3%	41.2%	16.7%	17.4%
城郭	11.1%	30.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
住宅・民家	5.1%	5.0%	7.7%	16.7%	8.3%	0.0%	0.0%	4.3%
その他	2.6%	2.5%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%
史跡名勝天然記念物 (建造物)	29.1%	35.0%	7.7%	16.7%	8.3%	11.8%	16.7%	60.0%
貝塚・古墳	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%	4.3%
都城跡等	12.8%	27.5%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.0%
社寺跡等	1.7%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%
庭園	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	12.8%	7.5%	0.0%	0.0%	8.3%	5.9%	16.7%	39.1%
文化財の種類								
重点区域の核 となる文化財	19.7%	20.0%	53.9%	0.0%	33.3%	11.8%	33.3%	0.0%
商家	6.8%	12.5%	15.4%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%
宿場	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
社寺	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.8%	0.0%	0.0%
産業	4.3%	0.0%	38.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
港	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
茶屋	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
武家	2.6%	7.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
集落	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%
重要有形民俗文化財 (建造物)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
時代区分								
古代	20.5%	0.0%	15.4%	0.0%	0.0%	41.2%	0.0%	65.2%
中世	17.9%	7.5%	15.4%	33.3%	25.0%	35.2%	33.3%	13.0%
近世	55.6%	90.5%	53.8%	66.7%	50.0%	23.5%	66.7%	17.4%
近代	6.0%	2.5%	15.4%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	4.3%

注：構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

果は、「都市の成り立ち」と「重点区域の核となる文化財」の内容の2軸でまとめて表6に示した。

重点区域の核となる文化財の全体的な傾向については、「重要文化財（建造物）」が51.3%と最も多く、「重要有形民俗文化財（建造物）」を選択していた重点区域は無いことが判明した。「文化財の種類」に関する細かな内容については、信仰に関する文化財（神社・寺院・社寺跡等・社寺）が35.8%を占めており、時代区分の面では近世が半数以上（55.6%）を占めていたことが明らかになった。この点に関しては、表5で示された歴史的風致の活動を構成する内容と傾向が合致しているといえる。

次に「都市の成り立ち」については、「城下町」が40件（34.2%）と最も高い割合を示しており、次いで「古都・その他」が23件（19.7%）を示している一方で、「湊町・川湊町」と「農林漁業集落」がともに6件（5.1%）と最も低い割合であった。

特徴的な傾向として、まず「城下町」はその成り立ちと直接的に結びつく文化財である「城郭・都城跡等・武家」で65%を占めている一方で、「商家」の割合も12.5%と低くない割合を占めている。時代区分に目を向けると、90.5%が「近世」に分類されており、「城下町」を代表する時代が「近世」であることを示しているといえる。

「在郷町・産業都市」も、その成り立ちと強く結びつく文化財である「商家・産業」が53.9%と半分以上の割合を占めている。「宿場町」については、「宿場」に該当する文化財が25%しか該当しておらず、「神社」も核となる文化財として選択されている事例が複数存在する。そして、これら2つの類型は時代区分の割合において「近代」が15%以上を示した類型であり、「近代」の文化財のほとんどがこの2つの類型に位置付けられていることが特徴である。

「寺社町」は、「神社・寺院・社寺」で88.3%が占められており、「都市の成り立ち」と「重点区域の核となる文化財」が最も象徴的に結びついている類型である。「古都・その他」は「神社・寺院」で34.8%、古墳や反射炉、参詣道などを含む史跡名勝天然記念物の「その他」が39.1%であり、合計して73.9%と高い割合を示している。そして、これら2つの類型は「古代」に該当する文化財が最も高い割合を示しており、「宿場町」とは対照的に、我が国に古くから残る文化財が中心となって構成されている類型である。

「湊町・川湊町」と「農林漁業集落」は、該当する重点区域の数が少ないが、共に核となる文化財の中で「神社・寺院」が高い割合を示し、時代背景も「中世」と「近世」に該当する文化財のみであることが共通している。「農林漁業集落」に関しては、重要伝統的建造物群保存地区の「集落」に該当する文化財を唯一有する類型であることも特徴である。

4.2 「都市の成り立ち」と歴史的風致の関係性

「重点区域の核となる文化財」については、「都市の成り立ち」別で異なる特徴を有していることが判明した。次に、

この「都市の成り立ち」と歴史的風致の関係を分析した。分析に際しては、表6で示した「重点区域の核となる文化財」を主な活動場所とする歴史的風致を集計し、その結果を各重点区域の「都市の成り立ち」別で示している（表7）。⁷⁾ なお、「在郷・産業都市」、「湊町・川湊町」、「農林漁業集落」の3類型は、該当する事例が他の類型と比較して少ないため、本稿ではそれら以外の4類型について傾向と特徴を考察する。

「要件となる活動」について、事例全体では「信仰に関わる行事（祭礼などの年中行事）」が53.1%と他の項目と比較しても高い割合を示しており、これは類型別で見た場合においても全て同様であった。この傾向は「宿場町」および「寺社町」において顕著であり、共に75%以上の割合が「信仰に関わる行事（祭礼などの年中行事）」に該当する結果となっている。一方で、「古都・その他」では、他にも「顕彰に係るもの」が23.5%、「文化的活動（娯楽・行楽）」が17.6%であり、特に「顕彰に係るもの」に関する活動が高い割合を示す点の特徴の類型である。「城下町」では、他にも「文化的活動（娯楽・行楽）」が21.9%、「生活習慣・風習」が18.8%を示すとともに、「その他」を除く全ての活動に該当する事例が存在しており、他の類型にはない多様な活動が展開されている。

「範囲の取り方」については、全体の傾向として「活動ルートの範囲」が約半数（49%）該当しており、最も高い割合を示している一方で、類型別では異なる傾向も確認することができる。「城下町」は、「同様の活動をする建造物群が広がる範囲」に40.6%と最も多くの事例が該当している点の特徴である。加えて、「範囲の取り方」における全ての項目に1つ以上の事例が該当している唯一の類型である。「古都・その他」の類型では、「活動ルートの範囲」の項目が最も多くの割合を示しているものの35.3%にとどまり、「活動の氏子・檀家・集落の範囲」と「同様の活動をする建造物群が広がる範囲」も29.4%と高い割合を示している。「宿場町」と「寺社町」は共に「活動ルートの範囲」が最も高い割合を示し、かつ65%以上となっており、これら2つの類型は全体の傾向を支持する結果を示している。

総じて、「重点区域の核となる文化財」を主な活動場所とする歴史的風致は、「要件となる活動」は「信仰に関わる行事（祭礼などの年中行事）」、重点区域の「範囲の取り方」は「活動ルートの範囲」がそれぞれ最も多くの割合を示す典型的な項目であることを把握することができた。この傾向は、3章で示した全認定計画で位置付けられていた歴史的風致の傾向と同様であった。

一方で、重点区域の「都市の成り立ち」別で傾向を整理した結果、全体とは異なる傾向を示す類型も確認された。最も多くの事例が該当した「城下町」の類型は、様々な活動や重点区域の範囲の取り方が採用されており、多様な事例が該当していた。一方で、「宿場町」や「寺社町」では該当事例の傾向に顕著な集中が確認されるなど、歴史的風致の特徴が「都市の成り立ち」別ではより強く顕れることが明らかとなった。

表 7：「重点区域の核となる文化財」を主な活動場所とする歴史的風致の傾向

	全体 (n = 98)	城下町 (n = 32)	在郷町・ 産業都市 (n = 7)	湊町・ 川湊町 (n = 3)	宿場町 (n = 14)	寺社町 (n = 20)	農林漁業 集落 (n = 5)	古都・ その他 (n = 17)
行事								
信仰に関わる行事(祭礼など年中行事)	53.1%	31.3%	28.6%	66.7%	78.6%	75.0%	80.0%	47.1%
信仰に関わらない行事	3.1%	6.3%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
風習								
信仰活動に関わる風習	7.1%	3.1%	0.0%	0.0%	7.1%	20.0%	0.0%	5.9%
生活習慣・風習	7.1%	18.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%
要件となる活動								
産業・生業	7.1%	12.5%	28.6%	0.0%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%
文化的活動(娯楽・行楽)	11.2%	21.9%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	17.6%
顕彰に係るもの	9.2%	6.3%	28.6%	0.0%	7.1%	0.0%	0.0%	23.5%
その他	2.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%
活動ルートの範囲	49.0%	34.4%	28.6%	66.7%	78.6%	65.0%	60.0%	35.3%
活動の氏子・檀家・集落の範囲	19.4%	18.8%	14.3%	33.3%	21.4%	5.0%	40.0%	29.4%
同様の活動をする建造物群が広がる範囲	28.6%	40.6%	57.1%	0.0%	0.0%	30.0%	0.0%	29.4%
田畑や水路等の工作物が広がる範囲	1.0%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	2.0%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%

注：構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

5. 今後の研究課題にむけた視点の提示

認定計画の策定には、各自治体で歴史的風致を設定するとともに、それを維持及び向上させる上での課題と方針を記載することが必要である。本研究で歴史的風致の構成要素を分析し、歴史的風致を設定する上での典型例を示したことで、認定計画の策定を目指す自治体が行政区域内に存在する固有の歴史的風致を明確にするための基礎的知見となる成果を示したといえる。一方で、歴史的風致に関するさらなる知見の蓄積に向けて、以下2つの視点における研究を進めることが今後の課題であると考えられる。

第一に、都市史や民俗学の研究成果に関する視点である。表7で示したように、「宿場町」や「寺社町」では歴史的風致の「要件となる活動」として「信仰に関わる行事（祭礼などの年中行事）」に該当する割合が顕著な傾向を示した。これは、近世において武士の居住が少なく、かつ非農業民が多く利用・居住した特性を持つ町で民間信仰が盛んであったことを示した都市史や民俗学の既往研究（宮本，1968 など）と結びつく結果であるといえるが、本稿の調査では「信仰に関わる行事（祭礼などの年中行事）」の詳細な内容やその起源については把握できていない。そのため、「都市の成り立ち」別の歴史的風致の特徴や傾向を今後詳細に把握するためには、都市史や民俗学で示されている研究成果を参照して分析・考察を行うことが有用であると考えられる。

第二に、歴史的風致の構成要素の相関関係に関する視点である。本研究では歴史的風致の構成要素である「要件となる活動」、「活動が行われている主な場所」、「範囲の取り方」を独立して分析したが、今後はこれら3要素の相関関係も分析することで、我が国における歴史的風致の典型例をより明確に捉えることができると考えられる。

歴史まちづくり法の運用指針（文部科学省他，2019）では、同法の目的として法制度の活用により個性豊かな地域社会の実現を図ることなどが記載されている。その目的達成に向けて、前述した2つの視点における研究を進め、その成果を既存の計画策定の支援資料（国土技術政策総合研究所，2013；国土交通省，2019 など）と合わせることで、各自治体の歴史まちづくり法の担当者が、より明確に地域固有の歴史的風致の特徴とその課題を把握し、課題解決に向けた事業を設定することが可能となると期待される。

6. 結論

本研究では、歴史まちづくり法によって新しく定義された歴史的風致という概念について、認定都市78市町を対象としたアンケート調査を実施し、各認定計画に記載されている歴史的風致と重点区域の数、計画認定の背景・目的などを整理した上で、歴史的風致の傾向と特徴について以下の点を明らかにした。

- 歴史的風致645件を網羅的に分析し、「信仰に関わる行事（祭礼などの年中行事）」を無形の活動、「神社」を有形の建造物、「活動ルートの範囲」をその周辺環境と設定することが我が国の典型的な歴史的風致であることを示した。
- 「重点区域の核となる文化財」を活動の中心とする歴史的風致を抽出して分析した結果、歴史的風致の活動および重点区域の範囲の取り方は、「信仰に関わる行事（祭礼などの年中行事）」と「活動ルートの範囲」が最も高い割合を占めており、歴史的風致645件の網羅的な分析結果を支持する内容であった。一方で、「都市の成り立ち」別では、「城下町」を起源とする重点区域が最も多く、その活動内容や重点区域の取り方は多様であった。「宿場町」や「寺社町」では該当事例の傾向に顕著な集中が確認されたことから、歴史的風致の傾向は「都市の成り立ち」別において異なる特徴を示すことが明らかになった。

また、歴史的風致に関するさらなる知見の蓄積に向けた視点として、都市史や民俗学における研究成果を参照した分析・考察を行うことや、歴史的風致の構成要素の相関関係を分析することを示した。この点については今後の課題としたい。

謝辞

アンケート調査にご協力いただいた認定都市の行政担当者の皆様には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

注

- (1) 回答されたアンケートの中で不備が生じていた内容については、後日個別で回答内容の確認および修正を依頼した。
- (2) 水戸市は2020年4月1日に「中核市」へと移行しているが、調査実施時点は移行前であったため、本稿では水戸市を「その他の市」として整理している。
- (3) 今回の調査にあたっては、歴史的風致の要件を満たす複数の事例が一纏めで認定計画に記載されている場合があり、これに該当する場合には認定計画に記載された歴史的風致を「大風致」、さらに細かい歴史的風致を「小風致」と定義し、「小風致」ごとに本研究のアンケート調査に回答してもらっている。そのため本研究では、これら「小風致」を歴史的風致として記述している。
- (4) 表4中「認定計画策定の背景と目的」の5項目は、「歴史まちづくり法に基づく5年間の取組み成果」で設定された5分類を参考として、それぞれ「(A) 伝統的活動継承タイプ / (B) 拠点整備タイプ / (C) 拠点周辺整備推進タイプ / (D) これまでの取組み継承タイプ / (E) 認定効果期待タイプ」を示しており、各項目の説明内容についても同資料に基づいて作成している。
- (5) 表5中、「場所の種類」および「建築の年代」についてはアンケート回答者が「未回答」を選択したため、回答の母数がそれぞれ「場所の種類 (n=643)」、「建築の

年代 (n = 642)」となっている。

- (6) 「活動ルートの範囲」は、主に祭礼行事における行列行進ルートや神輿・山車の運行ルートが該当する。
- (7) 分析対象の事例選定にあたり、表6に示した「重点地域の核となる文化財」が活動の場となっている歴史的風致について、それが複数存在している事例と、1件も存在していない事例があった。そのため、分析対象として該当した歴史的風致は98件であり、表6の117件と数は合致していない。

引用文献

- 阿部貴弘・北河大次郎・脇坂隆一 (2011). 歴史的風致維持向上計画にみる歴史まちづくりの現状と土木史研究に期待される役割. 土木学会論文集 D2, Vol. 67, No. 1, 49-63.
- 舟引敏明 (2020). ゾーニングによる緑地保全・歴史的資産の保存の歩み—風致地区から歴史まちづくりまで—. ランドスケープ研究, Vol. 83, No. 4, 346-353.
- 観光立国推進閣僚会議 (2019). 観光ビジョン実現プログラム 2019—世界が訪れたい日本を目指して—. 観光庁観光戦略課.
- 国土技術政策総合研究所 (2013). 歴史まちづくりの手引き (案). 国土技術政策総合研究所資料, No. 723.
- 国土技術政策総合研究所. 『歴まち』情報サイト—歴史的風致維持向上計画『認定都市』アーカイブ—. <http://www.nilim.go.jp/lab/ddg/rekimachidb/> (閲覧日 2020年1月6日).
- 国土交通省 (2014). 歴史まちづくり法に基づく5年間の取り組み成果, 国土交通省都市局公園緑地・景観課.
- 国土交通省 (2019). 歴史まちづくり法の概要と取組状況及びその効果 (1). <https://www.mlit.go.jp/common/001299898.pdf>.
- 国土交通省 (2019). 「歴史的風致維持向上計画」作成マニュアル—事例からみる計画作成のポイント—. <https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/content/001352088.pdf>.
- 是澤紀子・柴田絢一郎 (2016). 歴史まちづくりにおける歴史的建造物の保存再生に関する研究—名古屋および犬山市を事例として—. 都市計画論文集, Vol. 51, No. 3, 313-319.
- 前川洋輝・小林史彦・川上光彦 (2011). 歴史まちづくりの展開過程における文化遺産の保全・活用施策とその主体に関する研究—加賀市大聖寺地区を事例として—. 都市計画論文集, Vol. 46, No. 3, 193-198.
- 益尾孝祐・後藤治・三井所清典 (2017). 歴史的風致維持向上の観点からみた現状の地域住宅生産システムの実態に関する研究—鹿儿島県南さつま市加世田麓地区を事例として—. 日本建築学会計画系論文集, Vol. 82, No. 738, 1967-1976.
- 松本邦彦・朴弘烈・澤木昌典 (2016). 歴史的風致維持向上計画における歴史的資源の位置づけに関する研究. ランドスケープ研究, Vol. 79, No. 5, 635-640.
- 松本邦彦・澤木昌典 (2018). 歴史的環境保全の観点でみ

る歴史的風致維持向上計画における重点区域の特徴.

ランドスケープ研究, Vol. 81, No. 5, 619-624.

村上佳代・西山徳明 (2010). 萩市における文化資源の発掘と都市遺産概念について. 日本建築学会計画系論文集, Vol. 75, No. 657, 2615-2623.

宮本常一 (1968). 町のなりたち. 未来社.

文部科学省・農林水産省・国土交通省 (2011). 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針. 2008年に公開、2011年に一部変更. <https://www.mlit.go.jp/common/000170829.pdf>.

文部科学省・農林水産省・国土交通省 (2019). 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針. 2008年に公開、2019年に一部変更. <https://www.mlit.go.jp/common/001284699.pdf>.

脇坂隆一 (2020). 地域の歴史的風致の保全と創造—歴史まちづくり法の果たした役割と展望—. ランドスケープ研究, Vol. 83, No. 4, 370-373.

Abstract

In 2008, the “Act on Maintenance and Improvement of Traditional Scenery in Certain Districts” became operative. In this act, the new concept of “Japanese historical scenic”, which is composed of intangible activities, tangible buildings, and the surrounding landscape, was defined for maintenance and improvement. By January 2020, seventy-eight municipalities were certified into this act, and some municipalities had moved from the first term plan to the second term plan. In other words, this act and the new concept of “Japanese historical scenic” spread throughout Japan. However, scholars have not grasped the characteristics and details of this concept because of insufficient previous cases. This paper explores the characteristics and components of “Japanese historical scenic” of seventy-eight cases of historic scenery maintenance and improvement plans through a questionnaire survey. As results of the questionnaire survey, which includes six hundred and forty-five cases of “Japanese historical scenic” in the seventy-eight municipality’s plans, this paper concludes the following two points. Firstly, the typical case of “Japanese historical scenic” consists of activity about faith as intangible activities, shrines as tangible buildings, and the activity route to them as a surrounding landscape. Secondly, depending on the origin of the city area, the characteristics and components of “Japanese historical scenic” show different tendencies; in particular, the type of a “castle town” is the majority and show more diverse activities and surrounding landscapes than other types.

(受稿：2020年6月29日 受理：2020年12月28日)